

見つける

コロナ禍の2020年度、教育活動はいつも迷いのなかにあった。

所属する児童学科は教職・資格課程を備えており、緊急事態宣言の下で教育実習や保育実習を進めることは容易ではなかった。例えば保育士課程に関しては、国は2020年3月2日の時点で「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について」（厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）により、「新型コロナウイルス感染症の影響」で「実習施設の確保が困難である場合」には「演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えない」と、実習は行わなくてもよい方策を示してきた。安全が危惧される非常事態下で、善と信じて努めてきた活動について国から「行わなくてもよい」といわれたとき、行うのか。

感染症と戦争は同質ではないが、安全と保育・教育実践の狭間で迷うなかで想起したのは、1944年の出来事である。「緊迫せる現下の情勢に鑑み幼稚園は当分の間其の保育事業を休止せらるる様」（「東京都幼稚園非常措置」昭19教一発338号）という保育中止の指示と「国民皆働の実践態勢に即応」（「東京都戦時託児所の規定」1944年）するため戦時託児所開設の通知が出たのは、ほぼ同時期であった。第二次世界大戦中、幼稚園や託児所は閉鎖されて戦時託児所にとって代られたと歴史は伝えるが、実態はもう少し複雑である。上記の通知で幼稚園は多くが閉鎖を選び、少数が戦時託児所を選んだという（東京都立教育研究所『東京都教育史通史編四』1997年）。都の戦時託児所設置基準によれば、元旦以外は年中無休で冬を除き朝6時から夜7時半までが保育時間である。これは、4時間保育を原則とする幼稚園はもちろん託児所とも異なり、乳幼児の生活リズムに即すとは言い難い。

当時「保育」といえば1926年の幼稚園令施行規則（大15文部省令17号）に謳う保育項目「遊戯、唱歌、観察、談話、手技等」が普及していたが、戦時託児所設置基準は保育項目を「国民生活指導、科学生活指導、体操指導、芸能指導」に改め、「体育訓練」「生活訓練」「規律訓練」を保育方針とした。東京市健民局母子課長は、「外來の思想の臭気がする」から保育という語は用いない、保育方針は「逞ましい次代皇国民の錬成」と説明した（荻宿俊風「東京市戦時託児所に就て」幼児の教育43-6）。これは「幼児を保育して其の心身を健全に発達せしめ善良なる性情を涵養」という幼稚園令の理念に整合しない。保育者は、善と信じて務めてきた保育活動を否定されたと受け止めただろうか。

さて翻って2020年、緊急事態宣言下の保育所に向けた「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年3月19日現在）」（厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室他事務連絡）で提示されたのは、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」（厚生労働省）であった。COVID-19以前の感染症対策で問題ないというのである。このガイドラインは保育士課程2年次の必修事項。だとしたら、私たちの実習は実施可能ではないか。

1944年の東京都で、戦時託児所に替わった後も幼稚園時代と変わらぬ保育内容を続けた幼稚園があり（矢治夕起「昭和戦中期の戦時託児所について—幼稚園から戦時託児所への転換事例①」淑徳短期大学研究紀要53）、戦時託児所設置基準が日課と示した「神前礼拝」をキリスト教礼拝で守り続けた保育施設があり（興望館資料室所蔵資料）、今日の史的検討を経ることでその活動が幼児本位の保育を守った意味が明らかにされている。

今年度、判断の根拠を資料の中に見つけ、迷いながらも進めた活動の意味は今はまだ分からないけれど。